

県事協だより No. 89

2015年3月13日

発行:鹿児島県公立小中学校事務職員協議会 編集:県事協理事会

- 第9次県費事務改善検討委員会の報告-

2014 年度も県事協の事業として第9次県費事務改善検討委員会を開き,各地区から推薦していただいた検討委員と常設・常任委員で「諸手当認定・電算マニュアル,実務手引書(給与振込編・給与電算編等)」の点検・検討を重ね加除修正を行いました。マニュアル及び実務手引書におきましては,2012 年度より紙媒体による加除式に移行し、今年度 2014 年度は加除修正部分の2回目の追録を作成いたしました。(内容現在は2014.10.31 です。加除表に表記が漏れていました。)

また、福利厚生(共済組合・互助組合・共助会・事務センター)の記入例についても同様に点検・検討を重ね、加除修正を行いました。特に共済組合の記入例については、昨年度より紙媒体で作成し、マニュアル・実務手引書同様加除式となり、今回は加除修正部分の追録を作成しました。(共済組合記入例以外は、データ配布となり、「2014年度版県事協CD」に納められています。)

今回の主な加除修正点は、扶養手当では、扶養親族等届出書の記入例(配偶者が扶養親族でない場合の子の出生)の証明資料に、配偶者の所得証明がもれていたため追記。育児休業中職員の給与支払予定額見込証明書の記入計算例を、育児休業手当金支給率変更に伴い修正。加えて証明書に記入する通勤手当額の日割り計算例を追記。住居手当では、借家等から自宅に転居し、支給要件の喪失となる場合の住居届の記入例を追加。通勤手当では、JR料金の改定や高速道路等の算定の改定に対応し記入例を修正。そのほか、通勤手当認定簿裏面の決定事項の説明を新規追加。(とくに条例第 11 条第 2項関係では、高速道路を利用し通勤している職員は、第 2号の自動車等の交通用具利用者となるか、第 3号の交通機関と自動車等の併用者に該当するかで、県を通して国の総務省まで問い合わせてもらいました。結果は第 3号の併用者ということでした。)実務手引書では、資金前渡職員・臨時資金前渡職員(代理人)が異動した場合の、印鑑票等の記入例をパターン別に掲載。共済組合記入例では、様式変更・新規様式に対応した記入例。育児休業手当金請求書別紙の記入例。各種貸付申込書の受付締切日の修正等そのほか、文言等の修正を行いました。

また、マニュアル・実務手引書・共済組合の記入例は「2014 年度版県事協 CD」にデータで掲載してあります。CD には県費様式、給与事務・旅費事務等に関する通知文、給与関係コード表・金融機関コード表等・福利厚生関係様式の記入例も掲載してあります。各地区協議会に1枚ずつ配布する予定です。各地区では、全会員に行き届くように、評議員会でお願いしたところです。全会員への配布に時間が掛かる場合もあると思いますが、ご活用ください。尚、加除式になっているマニュアル・実務手引書については昨年同様印刷不可になっていますが、今回より共済組合記入例については、印刷可としました。

県費事務改善検討委員会は次年度も継続事業として予定しています。今回も追録を整理され、皆様が活用されることで、改善点や修正点を寄せてもらいさらによりよいものになればと願っています。 これからも各地区協議会及び会員の皆様のご理解とご協力・ご意見等をお願いいたします。

(報告:担当理事 新留)

県費事務改善検討委員会今年度の主な活動

•6月6日 事業説明会

•9月9日 常任委員会

•10月31日 県教委等点検結果受取

•1月9日 常任委員会(印刷校正)

•7月~8月 検討委員会(2回開催)

•10月2日 県教委等点検依頼

•11月14日 評議員会

・2月下旬 マニュアル等発送

常任•常設委員		学校名
松元	哲朗	荒田小
畠中	真一	津貫小
東	哲史	米ノ津中
住吉	弘典	岳南中
田上	陽平	宮内小
安永	尋智	大隅中
小隈	美香	東昌小

学校名
明和小
生冠中
長屋小
藺牟田小
轟小
財部小
犬田布小

常任・常設委員並びに検討委員の方々お疲れ様でした。 ありがとうございました。





活動経過及び予定

10月31日 諸手当認定マニュアル等点検受領

11月14日 評議員会・理事会

11月 アンケート実施

1月 9日 常任委員会・理事会

2月末 諸手当認定マニュアル等送付

3月中旬 評議員会・理事会

4月24日 理事会

5月 評議員会・理事会



評議員会報告

3月5日に今年度最後の評議員会がありました。今年度事業についての説明と次年度事業についての各地区からの質疑や確認が行われました。決算・予算についても概ね理事会からのと変を理解していただきました。来年度の会費は一人当たり1,150円となります。次年度事業につきましては各地区評議員より説明がありますのでご確認ください。マニュアル等についてもいるとご意見をいただきました。改善できるところについては次年度改善していきたいと思います。次年度事業につきましても、ご理解ご協力よろしくお願いいたします。

。 各地区の事務職員会等の紹介。

志布志市事務職員会と共同実施の現状等について

志布志市小・中学校事務職員会

1. はじめに

志布志市は本県の東端に位置し、曽於市・曽於郡大崎町に加え、宮崎県(都城市・串間市)と隣接します。2006(平成18)年1月1日に曽於郡松山町・志布志町・有明町の3町が合併し誕生。2014(平成26)年9月現在で人口31,878人、国の中核国際港湾の一つである志布志港を擁し、水産業・海運業・農業が盛んです。

2. 事務職員の活動について

志布志市小・中学校事務職員会として、平成26年度は小学校16校・中学校5校で、事務職員は1校1名配置の19名(未配置校2校・いずれも志布志地区)という構成です。年7回の研修会と1回の視察研修を行っており、今年度は「子どもたちの学習活動と自主的・自立的学校運営を支援する事務支援組織の研究~支援室による共同実施を通した適正で効率的な事務処理の研究~」というメイン・サブ2本テーマで研修を行っております。具体的には、①(後述いたします)各事務支援室の業務報告にて共同実施についての情報交換を行い、相互研修を深める。②県費・市費等様々な業務の事例・疑問点を持ち寄り、情報の共有化を深める。③市教委からも毎回参加を頂き、学校現場との連携を密にしていく。といった方向で進めております。平成26年度の視察研修は11月28日に1日日帰り日程で姶良市蒲生地区学校事務支援室を訪問し、共同実施を始めとしての情報交換・研修をさせていただきました。

3. 共同実施について

志布志市においては諸手当認定権の委譲を契機に、数年来共同実施を見越したブロック別の研修会を行ってきました。平成25年度になり、市教委より正式な共同実施の開催に向けた協議を行いたいとの連絡を受けて、平成26年度4月からの開催に向けて、市事務職員会と連携しての協議・準備を進めました。短期間ではありましたが、主に事務職員会側からの提案・準備に基づき、市学校管理規則の一部改正と、学校事務支援室等運営規程・学校長の権限に属する事務の専決に関する規程・市学校財務事務取扱規程の制定、それらを受けての市学校事務処理規程の一部を改正する訓令の発布。と法的整備を整え、準備段階のブロック(旧3町に残る市教委の分室単位に即したブロック分け)を基本に、旧松山町・旧志布志町Aブロック・同Bブロック・旧有明町Aブロック・同Bブロックを松山地区・志布志地区・有明東部地区・有明西部地区に再編・整理し、各拠点校での部屋・備品・施設の準備(レイアウト案に基づいての予算措置・購入等)を整え、平成26年4月10日の第1回志布志市立学校事務共同実施連絡協議会の開催にこぎつけました。直後日を置かず各地区にて共同実施協議会を開き、正式なスタートとなりました。(松山地区のみ"準備室"となり、連絡協議会の際に兼務発令・辞令交付が行われました。)(いずれの地区も"加配"はありませんでした。)

現在各地区ともに基本月2回(第2・4水曜日)午前の実施で、諸手当認定をメインに給与・旅費事務の相互点検や事例研修を行っております。なにぶん始めたばかりの共同実施です。今後どういった発展が可能か、まだまだ試行錯誤の連続であります。県内外の情報を集めながら研修を深めていきたいです。

4. さいごに

薩摩半島と大隅半島、鹿児島県ではその人口・産業分布において古くから薩摩半島偏重の傾向が見られ(あくまで私見です)、教育事務所管轄分けにおいて大隅半島は旧曽於地区・旧肝属地区を合わせてたった一つでまとまっているところです。全120名の大所帯となる事務職員地区協議会で、相互連絡・情報伝達もなかなか大変です。が、秋の地区事務研では地区事務協主導で各支援室・ブロック持ち回りの4つの分科会を行い研修に努めるなど、教育事務所との連携も含め活動を進めております。私個人としてはどこに居ても変わらぬ業務に誇りを持って臨んでいきたい。そう思う今日この頃です。

志布志湾に浮かぶ枇榔島には亜熱帯性植物群落(特別天然記念物)が存在し、ダグリ岬の国民宿舎ボルベリアダグリからもその美しい姿を望めます。他には地勢的に曽於市と並び宮崎県南部と隣り合い霧島方面までも便が良く、休日ドライブの行き先には事欠きません。私個人的には曽於市に在住し、生活基盤的には非常に充実しております。毎朝毎夕美しい霧島連山を望み日々を送っております。これからB地区への異動をという時は、ぜひ大隅地区へお越しください。 (尾野見小:遠藤)



香花園 (有明地区)



お釈迦祭り (志布志地区)



松山城跡(松山地区) ※観光協会ホームページより

編集後記

文科省は本年1月27日に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定につい て」の通知を出しました。そこの中身については新聞報道のとおり『小学校で4キロ以内、中学校で6 キロ以内としている通学距離に加え、「おおむね1時間」と通学時間も示し、より遠くの学校と統合で きるようにする。学級数別に対応例を示し、特に全校6学級未満の場合、統廃合も含めた検討を強く求 めるもの』です。この基準を鹿児島的に適用した場合、相当数学校が減少するのではと、皆さん思われ たのではないでしょうか。鹿児島の学校は確かに小規模校が多くそれに伴う課題も多々ありますが、そ の地域にとっては唯一の地域の社交の場であったり、防災拠点の場で重要な場所になっています。特に いわゆるへき地にある学校はその比重がとても大きいことを私自身へき地にある学校に勤務したときに 実感しました。今後の行方が気になりますが、3月8日付けの南日本新聞に「少子化対策に小規模校存 続を」をという記事が載っていましたので紹介します。自民党の政策シンポジウムの中で伊仙町の大久 保明町長が伊仙町での施策を紹介し、学校統合などで「町がコンパクト化すると縁辺を疲弊させる」学 校を維持することは「地域文化の維持につながり、高齢者も元気になる」と説明されたそうです。私た ちも数の論理だけで統廃合をすることが子どもの教育にとって良いことなのか、また、自分たちの職場 の減少がどういうことになるのかなど、鹿児島の抱えている「急速な少子高齢化と人口減社会」と「学 校の統廃合問題」がどうつながりどのような社会を今後目指すかなどをしっかり考えて、現場の声も上 げていく必要があると感じました。(理事:濱田)